

第21回定例会 一般質問登壇順（決定）

登壇順番	議席番号	氏 名
1	6	唐仁原 俊 博
2	2	真 嶋 実
3	3	普 本 歌 織
4	8	高 橋 宏

議 長	事務局長	局 員	受 付	受理番号	2 番
				通 告 書 受理月日	令和 8 年 8 月 17 日 午前・午後 10 時 53 分

令和 8 年 9 月 第 21 回西和賀町議会定例会 一般質問通告書

令和 8 年 8 月 17 日

西和賀町議会議長 高 橋 雅 一 殿

西和賀町議会議員

議席番号 6 番 唐仁原 俊博



次の通り通告します。

質 問 項 目	質 問 要 旨	答弁を 求める者
1 林業の現状と森林資源の利用状況	第 3 次西和賀町総合計画（総合計画）では、西和賀町森林組合が深刻な人手不足に悩まされ、現状ではこれ以上の業績を上げることは難しい状況にあると記している。また、同計画では森林組合を「林業の中核的な担い手」と位置づけている。 (1) 森林組合で伐採に従事している者は何人か。組合員が伐採を希望した場合、着手までにどれほどの期間を要しているか。 (2) 町内ではどれだけの木が伐採されているか。そのうち西和賀町森林組合が担っているのはどの程度か。 (3) 部分林について、切り時を迎えた区域は入札に付されているのか。応札がなく不調となる例はないか。 (4) 航空レーザー計測の成果によって何が分かるようになり、今後どのように活かしていく考えか。森林所有者や森林組合への提供、市町村森林整備計画をはじめとする他の計画への反映、路網整備への関与も含めて伺う。 (5) 切り時を迎えた森林があり、その所在や量も把握できるようになった一方、伐採量が追いついていない。組合だけの経営問題ではなく、町政の課題だと考えるが、町の認識を伺う。	町 長
2 林業の担い手の確保	(1) 林業に関わる分野で地域おこし協力隊として受け入れた者は何人か。どのような活動内容で募集し、任期終了後	町 長

質 問 項 目	質 問 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
2 林業の担い手の確保	はどうなったか。 (2) 人が職場を離れるのも、それを防ぐために働きがいをも 高めるのも、いまや当たり前のことである。辞めることを 前提に、それでも採り続ける構えが必要ではないか。 (3) 町は除雪の担い手を募るため、仕事の様子を伝える動 画を制作している。林業についても、仕事の中身やその 先の道筋、林業に携わる人が町でどのように暮らしてい るのかが伝わる発信が必要ではないか。 (4) 作業班が限られた人数という状況では、新たに入った 者を安全に育てることそのものが難しいのではないか。 手段はあるか。 (5) 待遇について、町として把握している現状と今後の方 向性を伺う。また、住居の確保など、町が支援できる部 分はどこまであるか。	町 長
3 燃料チップの目標 と設備投資	総合計画では、低質材を燃料チップに加工し、近隣の木質 バイオマス発電施設に販売することで、より付加価値の高い 利用を図るとし、成果指標として燃料チップの生産量を 1,000 トンから1万トンに増やすとしている。 (1) この1万トンは、人員で言えば、どういった体制を敷 くことができれば達成可能な目標なのか。 (2) 発電所向けのチップは利益率が低く、買取価格も下が ってきていると聞く。目標の前提が変わっているのでは あれば、計画の中間見直しの際に修正することも含めて検 討すべきではないか。 (3) 成果指標は量で設定されているが、売上や生産量と合 わせて利益率も見べきではないか。あわせて、原木の 確保について、森林組合の直営分・受託分・買取分はそ れぞれどの程度を見込んでいるのか。量を確保するた めに買い取りを行う場合、組合の採算はどうかと見てい るか。	町 長
4 森林経営管理制度 の活用と課題	(1) 森林経営管理制度に基づく意向調査は町内全域で完了 していると承知している。その結果はどうであったか。 町への委託を希望する森林はどれだけあったか。 (2) 町に管理を委ねたいと答えた所有者の期待に、町はど う応えていく考えか。あわせて、この制度が森林所有者	町 長

質 問 項 目	質 問 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
4 森林経営管理制度 の活用と課題	にとって、林業経営体にとって、そして町にとってそれぞれどういう意味を持つものなのか、住民にも分かるように説明されたい。 (3) 本年4月に森林経営管理法が改正され、事務を進めやすくする仕組みがいくつか設けられたと承知している。町の事務に関わる部分で何が変わったのか。 (4) これらの仕組みは、いずれもそれを動かす者がいて初めて意味を持つ。国は制度を作り予算をつけるが、それを実行する人については手当てをしてくれるわけではない。条件不利地域では、そこが最大の制約になっているのではないか。この実情を県や国に伝えていくべきではないか。	町 長
5 町の林務体制	(1) 現在、農林課には「林政専門官」という職が置かれている。その狙いとは何か。またこの体制を今後も継続し、必要な人材を確保していく考えか。 (2) 地域林政アドバイザー制度の内容と、本町における配置の実績を伺う。 (3) 専門的な知見を持つ人材は、募集をかけて即座に得られるものではない。また、一人で担う体制では、その者が離れた時点で積み上げたものが途切れる。現に担っている者がいる間に、地域林政アドバイザーとしてもう一人を迎え、期間を重ねて引き継ぐ体制をとるべきではないか。	町 長
6 林業関係予算の使 途と支援のあり方	(1) 森林環境譲与税のこれまでの充当実績と、森林環境整備基金の残高を伺う。 (2) 当局は担い手の部分についても森林環境譲与税から十分捻出することは可能であると過去に答弁している。その後、担い手の育成や確保として、どのような事業に充当してきたか。 (3) 採用にかかる経費、採用後の研修や資格取得、定着のための支援といった、目の前の人材確保に直接効く使い方に充てることは可能か。あわせて、航空レーザー計測が完了したことで、これまでそこに充てていた分が空くが、それをどこに向ける考えか。	町 長

質 問 項 目	質 問 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
6 林業関係予算の使途と支援のあり方	(4) 現在、町が森林組合に対して行っている支援の内容と規模、また、その効果を町としてどう評価しているか。 (5) 総合計画にある「森林組合の営業活動を支援する」とは、具体的に何を指すのか。町の材を使う事業者を町の外に増やすなど、販路を広げることも支援の中身に入れて考えていいのではないか。 (6) これから町として関与を強めていくのであれば、支援の目的と目指す状態を、これまで以上に組合と共有したうえで支援する形にしていくべきではないか。	町 長
7 町の林業にミッション等が必要ではないか	(1) 林業に必要なのは、山の知識を持つ者だけではない。組織を整える者、事業を組み立てる者、人を育てる者も要る。より広い対象に呼びかけて担い手を確保するためにも、林業をどう捉えているかを言葉にすることが起点になるのではないか。 (2) ミッション、ビジョン、バリューといった形で、町として目指す方向を言葉にしていく考えはあるか。 (3) ミッション等については、町と、主要なプレイヤーである組合が向き合って、一緒に考えなければならないことだと思うが、町長の考えを伺う。 (4) 規模は小さくとも再投資のサイクルが回ることを目指し、ミッションやビジョン等にも反映させるべきだと思うが、町長の考えを伺う。	町 長

議 長	事務局長	局 員	受 付	受理番号	3 番
				通 告 書 受理月日	令和 8 年 8 月 17 日 午前・午後 12 時 20 分

令和 8 年 9 月 第 2 1 回西和賀町議会定例会 一般質問通告書

令和 8 年 8 月 17 日

西和賀町議会議長 高 橋 雅 一 殿

西和賀町議会議員
議席番号 2 番 真嶋 実



次の通り通告します。

質 問 項 目	質 問 要 旨	答弁を 求める者
1 川をいかしたまちづくり事業で設置された川尻郵便局前の公園ならびに無地内カタクリ群生地駐車場整備について	川をいかしたまちづくり事業について、川尻郵便局前の公園の現状および無地内カタクリ群生地駐車場整備について進捗状況と今後の展望を伺う。 (1) ・植栽した「こなら」から「もみじ」への植栽の変更 ・杉の伐採・枝落としの実施 ・公園の歩道舗装 ・公園の名称決定 これまでどのような対応が行われたか。また、今後の対応について伺う。 (2) 無地内カタクリ群生地」駐車場整備についてはこの春から工事が始まり、現在も工事が継続しているようだが工期の設定はどのようにになっているか。 ・この春のカタクリ開花シーズンには工事の作業道が設置されているように見えたが、来訪者に影響はなかったか。 ・来シーズンの開花期には工事は終わっているか。 ・北上市側から駐車場に入っていく時のUターンの角度、国道 1 0 7 号線から駐車場までの導入路の勾配がきついように感じるがバスなど大型の車両の利用は想定されているか。	町 長 教育長

議 長	事務局長	局 員	受 付	受理番号	/ 番
				通 告 書 受理月日	令和 8 年 8 月 13 日 午前・ 午後 / 時 45 分

令和 8 年 9 月 第 21 回西和賀町議会定例会 一般質問通告書

令和 8 年 8 月 13 日

西和賀町議会議長 高 橋 雅 一 殿

西和賀町議会議員

議席番号 3 番

普本 歌織



次の通り通告します。

質 問 項 目	質 問 要 旨	答弁を 求める者
1 沢内地区小中一貫校の教育内容について	(1) 沢内地区小中学校は一貫校化し、新校舎を太田地区に建設する計画で進んでいる。このことについて 6 月、沢内地区内 4 カ所で行われた沢内小学校の PTA 地区懇談会において、地域の方と保護者が集い、意見交換が行われた。教育委員会が今後の教育環境についての説明を行い、意見交換にも同席したと認識している。意見交換においてはどのような意見が出されていたか。 (2) PTA 地区懇談会では、各会場で 3 グループに分かれてのグループディスカッションが行われた。全 12 グループのうち 9 グループで「地域と学校がかかわって教育を行うべき」「地域住民が気軽に入ることができるようにしてほしい」など、地域と密着した学校にしてほしい旨の意見が出されていたと認識している。この意見を今後の教育に生かすべきと考えるが、いかがか。	町 長 教育長
2 沢内地区小中学校の一貫校建設の進捗について	沢内地区の小中一貫校建設について、令和 8 年 6 月議会の私の一般質問への答弁で「建設費等の増大による町財政への影響を考慮した協議が必要」、「将来的な財政計画を考慮したうえでの検討を財政担当課と進める」との答弁であったが、協議・検討はどのように進んでいるのか。現時点で具体的に	町 長 教育長

質 問 項 目	質 問 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
	検討し直している事項はあるか。	
3 国民健康保険税の 運営方針について	(1) 県では「第3期国民健康保険運営方針」を策定し、国民健康保険税の県統一に向け検討を進めていると認識している。この運営方針では令和11年を目安に保険料を統一するとしているが、この間町の保険税にどのような影響があるか。 (2) 町の国保会計では財政調整基金が積み上がり、令和6年度末残高で2億7千万円と県下の基金残高である。また、国保の保険税は他の保険制度に比べて割高で、同じ年収でも国保が協会けんぽの約2倍の保険料である。今後この基金を活用した保険税率の見直し等は予定しているか。 (3) 保険税率の見直し以外の財政調整基金の活用を予定を伺う。	町 長
4 国民健康保険税の 子どもの均等割の 減免について	(1) 国が国民健康保険税のうち子どもの均等割の5割減免を拡大し、対象年齢を就学前から18歳に引き上げる方針を発表した。国保に加入している18歳までの子どもがいる町民の保険税にどのような影響があるか。 (2) 国保の子どもの均等割は、対象世帯に子どもが生まれればその分負担が増える仕組みで、子育て支援に逆行する。国の制度改正に合わせ、町で負担することにより、子どもの均等割をゼロにすることができるのではないか。令和4年12月議会において「子育て世帯の経済的負担軽減のために、国民健康保険税の18歳までの子どもの均等割の減免を求める請願書」を採択した経緯がある。物価高騰の折、町民の苦難の軽減としても、子育て支援としても、子どもの均等割のゼロを検討すべきと考えるが、いかがか。	町 長

議 長	事務局長	局 員	受 付	受理番号	4 番
				通 告 書 受理月日	令和 8 年 8 月 17 日 午前・ 午後 / 時 13 分

令和 8 年 9 月 第 21 回西和賀町議会定例会 一般質問通告書

令和 8 年 8 月 17 日

西和賀町議会議長 高 橋 雅 一 殿

西和賀町議会議員

議席番号 8 番

高橋 宏



次の通り通告します。

質 問 項 目	質 問 要 旨	答弁を 求める者
1 新たな水田政策への対応	新たな水田政策が令和 9 年度から始まる予定になっている。現時点で決まっているのは仕組みの骨格までで、農水省からは支援単価や具体的な要件は示されていない。令和 8 年 6 月、農林水産省発表の地方説明会での資料「新たな水田政策の基本的な考え方の仕組み」(以下農水省資料)を基に国の政策ではあるが、今わかっている段階での本町の対応について伺う。 (1) 基準となる品目ごとの面積単位あたりで収穫できる農産物の量を示す指標、いわゆる単収の数値は何を基準とするのか。 (2) WCS 用稲は飼料作物に分類され、専用品種で作付けし面積あたりに生産される作物の量、いわゆる収量に応じた面積払いに変わるが、主食用品種で対応してきた農家への影響をどのように捉えているのか。 (3) 米粉用米・飼料用米について農水省資料によれば、実需者と農家(生産者)の複数年契約が要件とある。実需者とは農産物を加工、業務用として利用する事業者という位置付けになると思われるが、町では具体的にどのような方を想定するのか。	町 長

質 問 項 目	質 問 要 旨	答弁を 求める者
1 新たな水田政策への対応	(4) 環境保全型農業直接支払交付金を受けるためのみどり認定取得者は、現在何名いるのか。また令和9年度から支援を受けるためには、いつまでに申請すればいいのか。 (5) 産地交付金については、農水省の資料によれば、生産性・収益性に関する定量的な目標を設定しPDCAを回して支援内容を随時見直すとありますが、目標設定やPDCAを回す役目は本町ではどの機関、団体が担うことになるのか。 (6) 農水省から示されている、中山間地域等直接支払と多面的機能支払の見直しについて ① 対象農用地は地方公共団体が必要と認める場合、農水省資料では集落協定の対象へ加えられるとあるが、本町の対象面積も増えると考えていいのか。 ② 共同活動が難しい集落では、農水省資料では個別協定でも取り組めるとある。一度事業参加をやめた集落でも個別に取り組めるのか。 ③ 事務局を郵便局や農村RMO、地域企業と連携できるとある。本町では事務作業の補助を農業振興センターに委託したり地域委託型集落支援員の支援を受けるとしてきたが町の方針に変わりはないか。 ④ 対象農用地が広がったとしても、担い手が足りなく農地管理が難しい集落がある。地元建設業者と連携し重機などを利用した農地管理へ移行すべきと考えるが町が連携に関与し運用する検討はされているか。	町 長
2 町営湯田スキー場の運営について	去る8月3日、本町湯田で観測史上最大の72時間331mmの降水量を記録し、町営湯田スキー場の斜面が崩れ、今シーズンの営業が危ぶまれている。現在の状況と対策について伺う。 (1) 被害の状況について伺う。	教育長

質 問 項 目	質 問 要 旨	答弁を 求める者
2 町営湯田スキー場の運営について	(2) 今シーズンのスキー場の営業が出来るか、見通しを伺う。 (3) スキー場の営業が不可能になった場合の対応策を検討すべきではないか。	教育長
3 沢内バーデンの活用について	沢内バーデンは現在、株式会社産業公社へ委託し日帰り温泉と部屋貸しを行なっている状況である。本町への観光・イベントまたは、移住希望者の素泊まり施設の必要性があると考えるが、沢内バーデンの現在使用されていない部屋は、素泊まりとして使用可能な状態であるか。可能な場合、人員配置などの課題があると考えるが、セキュリティ強化の対策を講じた運営を検討すべきと考える。対応について伺う。	町 長